

“*Skeletonema costatum*” 及び “*Brachionus plicatilis*” の取扱いについて

平成22年12月8日制定

平成25年3月5日改正

電力安全課 環境審査班

最近の分類技術の進歩により動植物プランクトンの分類に変更が生じており、環境影響評価書等において従来から用いられてきた分類についても、学術的には不適切なものもあるようです。

一方、発電所に係る環境影響評価では実施が困難なほど「分類」に学術的な専門性を求める必要もないことから、環境審査顧問会の海洋生物関係をご専門とされる顧問の方々から“*Skeletonema costatum*”及び“*Brachionus plicatilis*”の記載方法についてご提言をいただきました。

これを踏まえて、事業者には、下記記載方法に倣い、発電所に係る環境影響評価書等における記載の統一化にご協力下さい。

なお、日進月歩の分類学によるものであり、事業者の調査方法によることもあろうかと考えますので、下記記載方法によることが不適切な場合には、予め、当課環境審査班にご相談下さい。

“*Skeletonema costatum*” 及び “*Brachionus plicatilis*” の記載方法について

1. 環境影響評価書等において、従来用いられている植物プランクトンの“*Skeletonema costatum*”については、“*Skeletonema costatum complex*”と記載し、また動物プランクトンの“*Brachionus licatilis*”については“*Brachionus plicatilis complex*”と記載する。

ただし、文献の記述等を引用する場合には、文献の記載のとおり引用し、当該引用文又は図表等に注釈を付すこと。

2. 従来“*Skeletonema costatum*”及び“*Brachionus plicatilis*”とされていた種は、近年の研究において光学顕微鏡で区別できない複数の種からなることが明らかになったことから、種名のあとに、多くの種類の複合であることを意味する“complex”を付すこととしたもの。

3. 文献引用の際の注釈文の例

「従来 “*Skeletonema costatum*” 及び “*Brachionus plicatilis*” とされていた種は、近年の研究において光学顕微鏡で区別できない複数の種からなることが明らかになっているが、文献等調査結果については出典の記述のままとした。」

以上